

## 10-2：災害時における支援協力に関する協定（加古川刑務所）

加古川市（以下「甲」という。）と、加古川刑務所（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、加古川市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲が行う被災者等の救援活動等への乙の協力について、必要な事項を定めるものである。

### （使用の申請等）

第2条 甲は、災害時等に被災者等の救援活動等を実施するに当たり、乙が指定する施設を使用する必要があると認めるときは、乙に対して、書面（別記様式1）により使用の申請をするものとする。ただし、書面による申請をするいとまがないときは、口頭、電話等で申請することができるものとし、その後、速やかに当該書面を提出するものとする。

2 前項の規定による乙が指定する施設及び乙の協力内容は、次のとおりとする。

#### （1）体育館

自宅で生活できない被災者等を収容する避難所、又は救援活動等の拠点施設

#### （2）駐車場

市民等の一時避難スペース、救援活動等の拠点、救援物資等の集積場

### （申請に基づく措置等）

第3条 乙は、前条第1項の規定により甲から申請がなされたときは、特別の理由がない限り、速やかに申請事項を実施するための措置（別記様式2）を執るものとする。

### （費用の負担）

第4条 第2条に規定する施設の使用にかかる費用は、国有財産法第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき無償とする。ただし、甲の依頼により、乙が物資等の調達を行った場合、調達に要した費用については、甲、乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

### （留意事項）

第5条 甲は、乙の施設を使用するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。また、乙は、可能な範囲で甲に協力するものとする。

#### （1）善良な管理者の注意をもって使用すること。

#### （2）管理運営は、甲の責任において行うこと。

#### （3）施設の利用が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努めること。

#### （4）施設の利用が終了したときは、乙にその旨を通知するとともに、使用した施設を原

状に復すること。また、原状復帰に要した費用は、甲が負担すること。

(5) 甲は、乙から提供された施設以外の部分に立ち入らないとともに、提供場所を使用する者に対して十分な注意喚起を行い、指導を徹底すること。

(連絡責任者)

第6条 甲及び乙は、災害時等に速やかに相互に連絡をとれるよう、あらかじめ連絡責任者を定めて別記様式3により相手方に報告するものとする。

(平常時の活動)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって相手方に協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年3月2日

甲 加古川市加古川町北在家2000  
加古川市  
代表者 加古川市長 岡田康裕

乙 加古川市加古川町大野1530  
加古川刑務所  
代表者 加古川刑務所長 森末晃弘